

第 9 7 回我孫子市都市計画審議会 会議録

我孫子市都市部都市計画課

(1)会議の名称	第97回我孫子市都市計画審議会							
(2)開催日時	令和7年3月24日 午前10時00分～午前11時40分							
(3)開催場所	我孫子市役所 議会棟 1階 第一委員会室							
(4)出席又は欠席した委員 その他会議 に出席した 者の氏名 (傍聴人を 除く) 出：出席 欠：欠席	委員							
	出	藤井敬宏	出	塩澤誠一郎	出	三牧浩也	出	丸橋 稔
	出	甲斐俊光	出	山下佳代	出	芝田真代	出	岩井 康
	欠	大出正弘※	欠	根本 博	出	平野晴茂	出	露崎直美
	※代理出席：渡部史朗 事務局（都市部都市計画課） 中場部長、林課長、鈴木課長補佐、沼崎課長補佐、貝沼主任、 渡辺主任 説明員 公園緑地課：望月係長							
(5)議題	諮問事項 1号議案 我孫子都市計画生産緑地地区の変更について（我孫子市決定） 報告事項 (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について (2) 立地適正化計画の策定について (3) 我孫子市景観形成基本計画の見直しについて							
(6)公開・非公開の別	公開							
(7)傍聴人の数	0名							
(8)会議の内容	次のとおり							

○林課長

会議に入る前に、審議会の成立要件について確認します。

当審議会の条例第 5 条第 2 項により、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立することとなり、本日は委員 12 名のうち 11 名の出席がありますので、当審議会は成立するということを確認させていただきます。

○藤井会長

それでは、第 97 回我孫子市都市計画審議会を開会いたします。

我孫子市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項により、当審議会は成立ということになります。本日は、諮問事項 1 件、報告事項 3 件となります。

まず初めに本日の傍聴の状況を事務局よりご説明をお願いします。

○鈴木課長補佐

傍聴者につきましては、9 時 55 分まで受付を行い、本日の傍聴人は 0 名であることをご報告いたします。

○藤井会長

配布資料につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

○鈴木課長補佐

資料の確認をさせていただきます。

本日配布した資料といたしまして、お手元にひとまとめの資料を置かせていただいております、まず「我孫子市都市計画審議会委員名簿」、それから「第 97 回我孫子市都市計画審議会傍聴要領」です。

続いて、事前の意見の提出がありましたので、印刷したものをお配りしています。

次に、事前にお配りした資料があります。まず「第 97 回都市計画審議会次第」、それから「第 1 号議案我孫子市都市計画生産緑地地区の変更について」、次に「報告事項（1）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、「報告事項（2）立地適正化計画の策定について」、「報告事項（3）我孫子市景観形成基本計画の見直しについて」、以上が本日の資料です。お手元がない方がいましたら、事務局で用意しておりますので、お声掛けください。

○藤井会長

それでは、これから議事に入ります。本日の諮問事項の第 1 号議案から進めてい

きます。

「我孫子都市計画生産緑地地区の変更について」事務局よりご説明をいただき、委員の皆様からご質問等を受けさせていただきたいと思います。

それでは事務局よりお願いいたします。

○貝沼主任

【第 1 号議案説明】

○藤井会長

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何かご意見等ありますか。

○塩澤委員

資料の 19 ページ、生産緑地の一覧がある中で、理由が 30 年経過である地区が 68 号と 84-2 号の 2 地区あります。68 号について、買取申出の時期と当初の指定時期を教えてください。

○貝沼主任

68 号の生産緑地の指定については、平成 4 年 11 月 24 日に都市計画決定をしています。また、令和 5 年 8 月 18 日に買取申出書が出されています。

○塩澤委員

68 号が令和 5 年 8 月、資料を見ますと 84-2 号が令和 5 年 10 月となっていますが、今現在、開発行為等がされているのか教えてください。

○貝沼主任

68 号については、現況更地の状態であり、開発の手続きが進められているのかというのは事務局では把握していません。84-2 号については、現在、店舗として開発が進められているような状況となっています。

○塩澤委員

これらの地区は 30 年経過であるため、特定生産緑地として指定するタイミングがあったと思うのですが、それができなかったというのは個人的にはすごく残念です。毎回、生産緑地の諮問の際にはお話ししていますが、30 年経過の買取申出と死

亡等に伴う解除というのは性格がだいぶ違います。30 年経過の買取申出であれば、いつそれが発生するのかというのは予見できますので、あらかじめその方に特定生産緑地の指定も含め、その後のまちづくりとしての活用や、まちづくりのスタンスを伝えることが非常に重要になってくると思います。

ここからが意見なのですが、資料の最後のページに緑の基本計画の都市農地の保全活用、生産緑地地区制度の活用という市の姿勢が書かれています。この姿勢を地権者の方にお伝えするのが非常に重要ですので、こういったことに努めていただいて、なるべくここに書かれているようなグリーンインフラとして維持するような形で都市農地を残していただければと思います。

○林課長

68 号と 84-2 号については、30 年経過したということで結果的に解除になったのですが、特定生産緑地の指定の際に地権者の方には説明をしまして、こちらについては指定を希望されなかったということになります。おそらく、今後の土地利用を見込んでいたのではないかと推測されますが、委員のおっしゃる通り、緑の基本計画にも掲げていますように、例えば、公園が不足しているエリアが市内にはあります。こういったところについては、積極的に買取りはできないにしても、農地として保全をしていただいて、財源など確保できた際には買取りをしていきたいとは考えています。

このまちづくりのスタンスについては、お話しにもありましたとおり、今後も地権者の方には説明していきたいと考えています。

○藤井会長

この生産緑地というのは毎回議論するにあたって難しいところもあり、事務局でももっと活用できるのではないかという想いをもたれていることが多いですが、昨年、船橋市で、1 件の買取申出の実績がありました。

特定生産緑地の切り替えのタイミングで、事務局からのご案内がありましたが従事者の方に丁寧に説明をしていたみたいです。従事者が亡くなられた際に、都市公園としての活用について従前から市の事務局が毎年のようにお声がけしていたのを奥様が思いだし、公共に活用して頂けるのであればということで申出があったという事です。

私も船橋市の都市計画審議会に 20 年以上関わっていますが、初めての事例でした。他にもいくつか都市計画審議会に関わっていますが、生産緑地の買取りが起きたのは船橋市での 1 件だけという事で、非常に難しい問題です。

ただし、何もしなければ動かないこともありますので、ぜひ丁寧な説明を従事者の方にしていただけたらと思います。

○三牧委員

情報提供みたいな形にはなってしまうのですが、柏の葉キャンパスだけでなく隣の柏たなかといったつくばエクスプレスの駅では、区画整理事業が行われる中でも生産緑地を残せないかという事で、農業分野というよりは都市計画まちづくり分野の施策として、元々地権者でもある農家さんと意見交換をしながら、体験農業ですとか、何かそういう支援をするための事業者の斡旋や、利用者を集めるための後方の支援など、何とか生産緑地を維持できないかというところのサポートさせていただいているところです。

もちろんそれをやるにも市の労力や人件費とかお金のかかる部分はあるのですが、これから立地適正化計画の議論もありますけれども、やはり人口が減少していく中で貴重な緑をすべて残すことは無理にしても、残すべき緑地的な機能をもった生産緑地について、買取りまではいかなくても何とか他の形で残すすべがないかというようなことを我孫子市には議論して頂けるとありがたいと思います。

○藤井会長

やはり皆様の思いは一緒ですので、事務局もいろいろな委員の意見を伺いながら、ぜひ前向きな方向性でご検討いただけたらと思います。

○甲斐委員

岡発戸下ケ戸前第1生産緑地地区についてですが、下ケ戸地区は非常に公園が少ないです。住民が多くなってきており、陳情をいただいたこともあるのですが、けれどもこの地区も非常に難しく、この場所の生産緑地には店舗ができるのでしょいうけど、公園なども少し検討されても良かったのではないかと、都市計画施設等がなかったからということですが、その点どのようにお考えですか。

○林課長

公園の検討なのですが、やはり緑の基本計画に沿った公園不足エリアに該当していれば積極的に買取りをすることを検討しますが、予算の関係もあり、都市計画道路やいろいろな都市施設もある中での優先順位もあります。

今回は、結果的に委員のおっしゃる通り、店舗の開発行為をするために今回の生産緑地を解除という手続きとなったのですが、今後、減ったままでいいのかという

とそうではないので、立地適正化計画のような計画も含め、国が進めるグリーンインフラの創出という考え方もありますので、減るばかりではなく増やす努力もしなければいけないということは我々も考えています。どのようにするのかは検討中ですが、減ったものを少しでも補填するような形でできればいいなと考えています。

○藤井会長

他に意見がないようですので、それではお諮りをしていきたいと思います。先ほど説明がありましたように、出席者の過半数という事になりますので、現在 11 名の出席がありますので 6 名の同意が必要になります。

挙手にて採決を取りたいと思いますので、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

【11 名挙手】

全員の賛成ということで、1 号議案を承認したいと思います。

これからは報告事項となります。報告事項の 1 点目、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、こちらは県決定のものとなりますので、事務局より説明をお願いいたします。

○渡辺主任

【報告事項（1）説明】

○藤井会長

ご説明ありがとうございました。何かご意見等ありますか。

よりエリアを具体的に示すということで、土地利用の活用を図る地域、保全していく地域、こういったところを市街地を含めきちんと分けしゾーニングした形の中で運用していくという考え方を示したという事になります。

【意見等なし】

それでは報告事項（1）は以上とさせていただきます。

続きまして「立地適正化計画の策定」について、現状の進捗状況並びに今後の進め方等についてご説明して頂けたらと思います。

○鈴木課長補佐

【報告事項（2）説明】

○藤井会長

立地適正化計画を4月から本格的に検討していくという事で、スケジュールを含めた説明をいただきました。何か質問やご意見等がありますでしょうか。

○露崎委員

我孫子は説明にあったとおり、コンパクトシティとして駅周辺でまとまっているので良いまちだなと思っています。しかし、最近、水道とかも老朽化しているという事を耳にして心配しているのですが、コンパクトにすることによって、効果や維持のしやすさなど関係はありますか。

○鈴木課長補佐

立地適正化計画は来年度から具体的に策定を進めていきますので、まだ検討の段階ではあるのですが、「居住誘導区域」というのが居住を誘導していく区域となりますので、そこに対しインフラの整備はされていくものとなります。例えば、居住誘導区域を検討する中で狭めるという形になり、そのエリアから外れたところに対しては、インフラの整備する必要、投資する目的がなくなります。人口密度も減っていくことを想定したうえで外したことになりますので、インフラ整備というのはその優先順位が下がる形になると思います。

○藤井会長

インフラ整備について、青森などでは除雪費用がものすごくかかったというところで、点在している住宅のところの除雪費を削減するために、みんなで近くに集まるように政策を組んだのです。

様々な成功例や失敗例がある中で、地域の愛着があるため、誘導という形だけでは集まってこないのですが、生活圈をある意味ライフライン的な要素を寸断するといった議論ではありません。誘導はするが規制ではありません。

この都市を健全に将来発展させていくために、このようなまちづくりをしたいので、ぜひ市民の皆様も暮らし方を変えてみませんかというメッセージとともに、都市的な計画配置をしていくという形になります。協力をしていただくような仕組みをつくっていく中で、居住誘導区域や都市機能誘導区域などを優先的に配置したり、都市施設あるいは居住施設としての再インフラ整備を重点的に投入していくこ

とになります。ただし、既存の整備された水道管を工事しないという事でないのでご安心ください。

○岩井委員

5 ページ下の部分で、本市の日常生活圏（市街化区域）についての事ですが、交通ネットワークが概ね整っているとの説明でしたが、概ねというのはどの程度の事を指すのかという事と、現在、公共交通計画の検討が進められていると思いますが、布佐から新木の区域の検討や、今月から大和団地から天王台に行く路線も一部止まっています。こういった課題についてもどのような形で公共交通を強めていくかという点も、ぜひ都市計画審議会でも関わっていく必要があるのではないかと思います。

○林課長

概ねという表現ですが、5 ページの左側の図の緑の範囲がバス停から 300m 圏内の部分です。市街化区域で 300m 圏外の部分が赤の範囲です。この赤の範囲が他の自治体と比べてかなり小さくなっていますので、概ねという表現をさせていただきました。

現在策定中の地域公共交通計画にも新たな考え方があると思います。その計画に沿って立地適正化計画も検討していかなければいけないと考えていますので、交通政策課とも連携していきたいと思います。

もう一点のお話しですが、公共交通が廃止も含めていろいろ動き出しています。一番はその廃止をやめていただけるのがベストで、際限なく補助できれば公共交通機関も廃止しなくて済みます。一方で、例えばバスではなくタクシーなどに置き換えていくという考えもあります。

いろいろな手法を、交通政策の担当と一緒に考えていきたいと思います。

○藤井会長

これは他の自治体でも起きていることですが、いくらお金をかけても運転手が集まらないので、廃止や減便するというのが実情となります。

都市的な配置の中で緑や赤といったエリアの話がありましたが、東京都ではバス停、鉄道も含め 200m 圏内でエリアを考えています。しかし、同じ考えは地方都市には広がりを見せていません。同じ考えをしたら地域の公共交通が成り立たないからです。今、地方都市で動いているのは、こういう色塗りはするが、時間空白が起きてしまうとどうしても減便されてしまう。減便により生じる時間空白の問題をど

うするかという話と、国土交通省から出ているタクシーを呼んでも 30 分間で来てくれないようなエリアも一つの時間空白という考え方で運用して検討してみる必要性も生じているところです。

我孫子市ではエリアが狭いので、30 分間空白が生じるかというところも含めて、いろいろなパターンのもと、モーダルといわれるモビリティなど交通手段をどうやってシームレスに繋ぐのかについて、計画の中に検討している最中だと思います。

○塩澤委員

現状の都市構造を維持するのが基本的な考え方であると伺いましたが、市街化区域の中で、居住誘導区域から外すエリアは、防災上のエリア以外にもあるのでしょうか。

○林課長

国が進める立地適正化計画の本質の部分なのですが、全国の自治体には都市部もあり、中山間部もあります。我々は首都圏近郊整備地帯というところに位置しており、基本的にはこの立地適正化計画は首都圏近郊整備地帯というよりも、地方都市や山間部の都市を効率化しようとしているのではないかと考えています。それぞれの都市に対して立地適正化計画を策定するよう言われていますが、都市を担当する職員が自分の都市だけを見て国の言ったとおり市街化区域を狭めなければいけないと誤解している自治体も多いと思います。我々は都市計画マスタープランを策定したときもそうですが、いろいろな計画を拝見し、他の自治体とは何が違うのかという、相対的な観点からも検討しています。

例えば、宇都宮では我孫子市の何倍も大きく、LRT など利便性の高い交通システムを先進的に取り入れ、分散化されている市街地を繋ぐような交通計画をされていると思います。しかし、そのシステムを我孫子市にも取り入れた方がいいかといったらそうではないと思います。

そういった観点からも、周辺市も含めて比較すると本市は馬の背上に市域が発展してきた歴史的な経緯があり、裏返せばそこでしか発展することができなかったとも言えます。さらに一部の水田にまで市街化を求めてきていますが、基本的なスタンスとしては、これらの市街化区域を維持していこうということになると思います。

水田だったところについては、地域防災計画の防災マップ上では、浸水区域の部分があります。しかし、そこは昔からある集落ではなく、市の区画整理や民間の開

発事業で先行してインフラ投資をしてきたところですので、その観点や、コミュニティも既に形成されていますので、居住誘導区域の指定については慎重に検討したいと考えています。

○塩澤委員

もし市街化区域の中で居住誘導区域から外すところが出てくると、丁寧な意向調査などが必要になるのではと思っており、委託せずに自前で策定するとのことなのでやや心配しました。何とかご理解いただけるようにして頂けたらと思います。

○藤井会長

私は総合計画審議会にも関わらせていただいて、我孫子市は総合計画も自前で作られていました。

財政上の観点というよりも職員が自ら作ることにより、その後の計画が将来的に繋がります。今回の立地適正化計画も若い方が携わっていますので、自分の将来の20年先の問題を計画に取り入れて、自治体を背負って向き合っていくことは非常に良い取り組みになりますので、大変だとは思いますが頑張っていたいただけたらと思います。

また、他の自治体でも居住誘導区域がハザードマップと重なってしまうケースがあります。その場合は、予防保全のような考え方や、想定避難など対応方法を具体化していくことによって、現状の地域性を踏まえた考え方を計画の中に盛り込んでいくこともできます。

○三牧委員

最終的にどうなるのかもそうですが、やはりプロセスがすごく大事になると思います。先ほどの緑地の配置もその一つだと思いますが、既存の土地利用の状況、どこで人が増えてどこで減っているのか、どこが老朽化しているのか、集められる情報には限界があると思いますが、できるだけ丁寧にお示しいただきたい。多くの市民の方にも目に触れる形でこの議論は進めればよいと思っておりますので、その点だけお願いします。

○芝田委員

先ほどの岩井委員の交通に関する質問の関連となりますが、概ね整っているという部分に少し引っ掛かりました。バスの本数もかなり削減されていまして、昨日利用した際も、運転手さんから日曜は本数が少ないとお声がけされました。コロナ禍

もあり行き来する場所や停留所も減っている今の状況では、他の議員さんや市民の方がグリーンスローモビリティを取り入れた方がいいのではとの話も出てきています。どうしたら我孫子市の交通インフラの課題を解消できるのかと話をよくしますが、バスについてはどうしても資金運営があるので先に進められなさそうだという回答で最終的にいつも終えてしまいます。例えば、LUUPなどは我孫子市の観光に特化した場所にのみ設置してあるのですが、我孫子市内のいろいろなところに置くことで、自転車を買うよりも安く済んだりすることもあるかもしれません。今の状況のままバスが減ってタクシーを使おうとすると、ゼロカーボンはどこに行ったのという話にもなってきますし、できるだけ車の利用を減らしていくことを考え、我孫子市として交通移動の道筋をこの都市計画審議会に出していただけるのが一番いいのかと思います。

先ほど出ていたモビリティという話や、レンタサイクルなどの話が関わってくるのではないかと思いますので、今すぐとは言いませんが、何かお示しして頂けるとありがたいです。

○藤井会長

地域公共交通計画を策定している結果について、この審議会に報告いただくのは全然構わない話だと思っています。

LUUP といった新しいモビリティの話がありましたが、電動キックボードなどに関しては、ヨーロッパでは廃止の議論が展開されています。これは、非常に危険な行為に繋がりがねなく、日本でも特定のところで具体的に動きがあります。

また、サイクルシェアリングに関しては、柏市で今年度具体的に各地域のところでシェアリングサービスが進みました。柏市は駅を拠点とした形で整備がされており、設置の経緯として民間において設置したとのことですので、どういうエリアにどのような利用の仕方があるのか、これを想定した運用の形でありますので、交通担当の部署に情報共有いただいて展開するのがよいかなと思います。

ご意見がないようなので、報告事項の3件目「景観形成基本計画の見直し」について、事務局より説明をお願いします。

○沼崎課長補佐

【報告事項（3）説明】

○藤井会長

ありがとうございました。事前意見をいただいているとのことですので、こちらについて説明をお願いします。

○林課長

平野委員から事前意見という事でいただきました。

資料の 17 ページの上の方に書いてあるところです。なお書きの部分について、「届出の対象とならない行為を行う場合も、面的に一体感のある良好な景観づくりのため、景観形成基準を踏まえた色彩の選択や修景の工夫などのご協力をお願いします。」とありますが、ご協力では弱いのではないのでしょうか。この部分を例えば、「当該の景観形成の方針と基準に適合するように努めるものとします。（努力義務）」など協力から努力義務にかえることをご意見させていただきます。勿論、その為には我孫子市全域を景観条例の対象とし、届出を必要としない小規模な建物も景観条例の方針と基準に対して努力義務が生じます。協力も努力も法的拘束力はありませんが、「努力義務」とすることで建築主や設計者の景観に対する意識に大きな差が生じると考えます。

このような意見であります。これに対して市の見解を担当の方からご説明いたします。

○沼崎課長補佐

まずは景観条例の対象区域からご説明いたします。景観条例の対象区域は、景観法に規定されている景観計画区域と同一となります。景観計画区域は、景観法の規定で景観計画で定めることとされており、我孫子市の場合は、現行の景観形成基本計画もお示しした見直し案でも市内全域としております。

これは平野委員からのご意見の趣旨と重なる部分があると思うのですが、今回の見直しにあたり、届出が必要なもの以外の行為についても、事業者の方に自主的に我孫子市の景観づくりの基準を意識して建築や開発の計画をしていただけたらと考えました。基本的にこの基準の遵守が必要なものは、景観法や景観条例の届出が必要な行為となりますので、届出が必要ないものについては基準の遵守というのは義務付けられないものとなります。

景観推進室の方でいろいろな検討を行いまして、これは景観法の規定を少し超えるものと言えるかもしれませんが、今回、計画書の中に「協力」という形で文言を載せることとしました。まとまりのある景観をつくっていく上では、届出が必要ないものについても、このような基準があるという事を理解して頂いて、それを意識した形で進めていただくことがやはり重要だと考えています。

ご意見にもありますが、「協力」も「努力」も法的拘束力という点ではありませんが、努力義務とした場合に、厳密に申し上げると、事業者からすれば市から努力を求められると、市からチェックを受けるのではないかといった解釈をされることも考えられると思います。この辺は慎重に考えなければいけないと思い、行政から計画や条例に基づいて義務を課すものと、事業者等に自主的な協力を求めるもの、これをきちんと明確にしようということで、ここでは「努力」ではなく「協力」という言葉を使いました。

なお、こちらの表現については、景観審議会では特にご意見等はありませんでした。

○平野委員

現在、東京都の区役所で長期優良住宅の認定申請の審査チェックなどを行っています。設計者は都市計画法も遵守が必要で、実際、努力義務について聞かれることがほとんどです。その際には、ハウスメーカーは企業としてのコンプライアンスがあるため、事業主あるいは建築主に知っていただきたいという思いで、努力義務であってもできるだけ説明しますと言って頂けることが多いです。

そのようにして、実際に出来上がった建物について、景観上変なものはないです。特に我孫子市ではもっと景観の事について、建築主もハウスメーカーも納得してもらえるのではないかと思います。資産価値は上がりますし、我孫子市全体のという意味で入れさせて頂きました。

「協力」というと流してしまうので、今の説明は分かりましたが、前向きに検討して頂けたらと思います。

○三牧委員

ここに至るまでに非常に丁寧に議論していて、私も何度か議論に参加させていただきましたが、まとめられてきて、その点に関して非常に素晴らしかったなと思っています。高さについてもさらっと書いていますが、いろいろなシミュレーションをされながらここに至っているという事を私からも補足させていただきます。

今の話に共通するところがありますが、ここに定めるものはある意味最低ラインであるところを基準として定めています。

届出対象となるものに関しても、最低ラインよりも、もっといいものに向けていろいろな議論ができる余地をつくっておくことが大切だと思いますし、その観点からすると 24 ページに景観拠点という考え方を入れていただいているのは素晴らしいことだと思います、まだ漠然とした書き方ではありますが、現時点ではこれでいい

と思います。この先の議論の中で、最低ラインはここだけど、より望ましいまちなみや景観づくりというのはこういうところであるということを少しエリアを定めながら具体化して、しっかり協議して良いものを目指していける形になればいいなと思います。

○平野委員

屋外広告物条例のガラス面の内側から外に対しての配慮をして頂いてありがたかったのですが、地盤面から 20m というところが気になっています。20m だと商業施設では 5～6 階以上となります。その上のものしか規制の対象とならないのが、我孫子市だとそのような高い建物はないので、もう少し高さを下げるとか配慮して頂けたらいいなという意見です。

○沼崎課長補佐

計画案の 15 ページをご覧ください。商工業景観ゾーンや住宅景観ゾーンでは 20 m という高さの定めがありますが、自然・田園景観ゾーンや手賀沼景観重点地区の黄緑、黄色、赤のエリアについては、表示面積が 1 m² を超えるものは高さに関わらず、建物の中から外に向けて表示する広告物も届出や規制の対象になります。対象については、どこから見たどの景観を重視するのかという事を考えて、三牧委員からもお話がありましたが、いろいろなシミュレーションをして検討を行いました。

○藤井会長

14 ページのイメージを見ると、どこがだめなのかといったところが見えてくると思います。ここまで規定しているのは他の自治体でもないですね。他市の対岸から見るといった視点もあり例のないことで、そこまで配慮している事項かと思いました。

その他の意見がないようですので、報告事項は以上とさせていただきます。

本日お預かりした諮問事項 1 件並びに報告事項 3 件は終了しました。
他になければ、これで閉会とします。

《散会：午前 11 時 40 分》